

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。また、若年層(20歳代)の方を対象に保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内(例えば、平成27年4月分は平成37年4月末まで)であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっています。将来に受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

平成27年度中に追納する場合の額

年 度	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成17年度の月分	14,880円	—	7,440円	—
平成18年度の月分	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円
平成19年度の月分	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円
平成20年度の月分	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円
平成21年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成22年度の月分	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円
平成23年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
平成24年度の月分	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円

※平成17年度から24年度の月分には、追納加算額が含まれています。

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。

▶ 問い合わせ先 = 宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281
 保険課 国保年金係 ☎(56)9134

小山地区夜間休日急患センター

- 受付は、原則終了時間の30分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 事前に電話をしてから受診してください。(☎0285-23-6832)

	診療科目	診療時間(昼間)	診療時間(夜間)
月～金曜日	内科・小児科		午後7時～午後10時
土曜日	内科・小児科・外科		午後7時～午後10時
休 日	内科・小児科・外科	午前10時～正午 午後1時～午後5時	午後6時～午後9時

※休日：日曜・祝日・振替休日・年末年始(12月31日から1月3日)



場所 = 小山市若木町1-1-5(新小山市民病院1階外来北西部)

歯周疾患検診がはじまりました!

歯周病は歯を失う大きな原因でもあり、肥満や糖尿病などの生活習慣病と深く関連しています。お口の中の健康は全身の健康につながりますので、日頃からのお口のお手入れに加えて、検診による早期発見と早期治療が大切です。

下記の年齢の方を対象に歯周疾患検診を実施しますので、この機会にぜひ受診してください。なお、今年度から、76歳になる方も歯周疾患検診を受診できるようになりました。

※すでに歯周疾患で治療中の方は検診対象になりません。

※検診により治療が必要となった場合には、別途治療費がかかります。

受診方法	6月下旬に町から送付した「受診券(オレンジ色)」及び「健康保険証」を持参し町指定の歯科医院で受診してください。	
実施期間	平成27年7月1日(水)～12月31日(木)※歯科医院の休診日は除く。	
対象年齢	40・50・60・70・76歳(平成28年3月31日時点の年齢です)	
町指定の歯科医院	歯科医院名(五十音順)	
	さとう歯科クリニック	☎(55) 0252
	しもだ歯科	☎(51) 2299
	二階堂歯科医院	☎(56) 7518
	三山歯科クリニック	☎(56) 5533
	柳田歯科医院	☎(56) 2041
	やなぎた歯科クリニック	☎(56) 1077
	山崎歯科クリニック	☎(53) 8241
和田歯科医院	☎(56) 6907	
費用(自己負担額)	800円(76歳の方は無料) ※非課税世帯及び生活保護受給者は無料です。	

▶問い合わせ先＝健康課 成人健康係 ☎(56) 9133

お盆期間中の医療機関の利用について

お盆期間中は多くの医療機関が休診となります。病気等で病院に受診しなければならない場合は、健康課成人健康係へお問い合わせください。

小山地区夜間休日急患センター(詳細は8ページ)及び在宅当番医は、通常どおりの診療になります。体調がすぐれない場合は、早めに受診する、かかりつけ医の休診日を確認するなど事前の準備を心がけてください。

●お盆期間中の在宅当番医(小山地区医師会管内)※受診前に病院へ電話してください

日にち	診療時間	医療機関
8月13日(木)	午後5時～翌日午前9時	小山整形外科内科 ☎0285(31)1331 光南病院 ☎0285(45)7711
8月14日(金)	午後5時～翌日午前9時	杉村病院 ☎0285(25)5533 野木病院 ☎0280(57)1011
8月15日(土)	午後5時～翌日午後5時	小金井中央病院 ☎0285(44)7000 光南病院 ☎0285(45)7711
8月16日(日)	午後5時～翌日午前9時	石橋総合病院 ☎0285(53)1134 野木病院 ☎0280(57)1011

▶問い合わせ先＝健康課 成人健康係 ☎(56) 9133